

保護者 各位

新型コロナ(COVID-19)対応 登園自粛のお願い

平素より本園の活動にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
す。

本日、弊園の管轄行政である小金井市より下記の通達が園の方へ届きましたので配布させていただきます。

1. 緊急事態宣言後の市内認可外保育施設等における保育の提供の縮小について（小金井市長）
2. 緊急事態宣言後の保育所及び学堂クラブ等の対応について（東京都知事）

今までも登園についてご協力のお願いをしまいましたが、本通達を受けまして、弊園でも新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めるため、また皆様の安全の確保のためにも、可能な限りの登園自粛をお願い致します。

ただし、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、宣言下でも保育が必要な皆様には、可能な限りこれまで通り保育の御協力をさせていただきます。

世界的に苦しい状況が続いておりますし、園の方でも努力はしておりますが、どうしても密になってしまう状況や接触等は避けられない環境ではございます。保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

このような状況ですので、今後の状況より必要に応じて、最新情報や追加の留意点などを改めてご連絡することをご承知おき下さい。

令和2年4月10日

市内認可外保育施設等利用の保護者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎

緊急事態宣言後の市内認可外保育施設等における保育の提供の縮小について

日頃より、小金井市の保育行政にご協力いただきましてありがとうございます。

国において令和2年4月7日に緊急事態宣言が発出され、東京都においては、この宣言を受け同年4月9日に「仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること」や「医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には確実に保育を実施すること」などが、都の対応として発表されました。

小金井市では上記の状況を踏まえ、登園の自粛を強く要請するとともに、保育の提供を縮小して実施することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めることといたしました。

保護者の皆様には、児童及び保育士等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- (1) 保護者が育児休業を取得中のご家庭の児童については、極力ご自宅での保育をお願いいたします。
- (2) 保護者が仕事がお休みの場合は、ご自宅での保育をお願いいたします。
※ 東京都の休業要請により仕事が休みになりましたら、ご自宅での保育をお願いいたします。
- (3) 保護者が就労以外の認定理由で保育施設を利用されているご家庭の児童については、保護者が保育できる場合、極力ご自宅での保育をお願いいたします。
- (4) 上記(1)～(3)以外のご家庭でも、ご家庭で保育できる場合は、ご自宅での保育をお願いいたします。
※ 上記(1)～(4)は、令和2年4月1日から同年5月6日までの要請とします。
※ 期間については、今後の社会情勢等により変更する場合があります。
※ 上記(1)～(4)に関わらず、発熱等の風邪症状がみられるときは、登園を控えていただくようお願いいたします。

また、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、風邪症状が改善傾向となるまでは、登園を控えていただくようお願いいたします。

なお、児童又は保育士等が罹患した場合は、臨時休園となる場合があります。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846

令和2年4月9日

都民の皆様へ

東京都知事 小池百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

都内の新型コロナウイルス感染者数は、高水準で推移しており、非常に逼迫した重大局面が続いております。こうした事態を受け、国が東京都を含む7つの都府県を対象として、令和2年4月7日から5月6日までの30日間を期間とする、改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出したところです。

都は、今後、休業を要請する具体的な業態や施設について国と協議の上、緊急事態措置を10日に発表する予定です。

こうした状況の中、保育所や学童クラブ等では、職員の方々が日々子供と向き合い、保育等に当たられていますが、臨時休園などについて、都民の方から心配や不安の声もいただいております。

このため、保育所や学童クラブ等に関する都の考え方をお知らせします。

都は、区市町村に対し、感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方には児童の登園等を控えていただくことをお願いし、保育等の提供を縮小して実施することを要請いたします。

また、医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者の方には、確実に保育等を提供すること、その際は、感染症防止に万全の対策をとることなども要請いたします。

さらに、経済団体等に対しては、子育て中の従業員の方が、テレワーク等の在宅勤務や休暇の取得ができるようお願いしております。

都民の皆様におかれましても、本要請内容の趣旨をご理解いただき、感染拡大防止に向けご協力をお願い申し上げます。